

ご安全に！

PRIDE! We are experts on loading works. 頑張ってます新和産業十ウ ☆ ☆ ☆

# コンプライアンス通信

2016年9月号

## 「ながらスマホ」は本当に危険な行為です

皆さんもご承知の通り、「ながらスマホ」が原因による事故が、スマホ普及に伴い年々増加し大きな社会問題になっています。そこで、今回と次回の二回にわたり、「ながらスマホ」について詳しく紹介していきます。

### 年々増加する「歩きスマホ」「ながらスマホ」による重大事故

「歩きスマホ」は、道路や階段などでスマートフォンのウェブページを閲覧したり、必要に応じて操作を歩きながら行う行動のことである。「歩きスマホ」は、操作している本人はもとより周辺の歩行者にぶつかったり、自転車・バイクなどとの接触事故が発生し、けが人が多く発生するといったトラブルが起こりやすい。（実際に多数起きています…表1参照）また、自転車や車の運転中に同様の行為を行う行動のことを「ながらスマホ」と言います。

### 特に運転中の操作は飲酒運転よりも危険！

ニューヨーク・タイムズ記者、マット・リヒテル著『神経ハイジャック——もしも「注意力」が奪われたら』（小塚一宏：その他、三木俊哉：訳/英治出版）は、2006年にアメリカ・ユタ州で19歳の少年レジー・ショーが起こした自動車運転中の携帯電話捜査により2人を死亡させた事故を追いながら、科学者たちによる、テクノロジーが脳に及ぼす影響と人間の注意力の限界に関する研究結果を紹介しています。

同書によれば、携帯電話の「ながら操作」は、人の注意力や記憶力を奪うとともに、非常に依存性および中毒性の高いものであり、以下のような研究結果が明らかとなっているといいます。

- ・「ながらスマホ」をすると、操作を終えてから15秒間は注意が散漫となり、記憶も曖昧になります。
- ・運転しながら携帯電話を操作すると、衝突リスクは通常運転の6倍にも高まる。これは、飲酒運転（4倍）よりもリスクが高いことを示しています。
- ・「歩きスマホ」をすると、通常と比べて視野が20分の1になる。

ここまで具体的にその危険性が明らかとなっているというのに、その危険性は無視されがちのようです。自動車の寄贈を促す慈善団体「カーズ・フォー・キッズ」によるドライバーへのアンケート調査によると、アメリカではほとんどのドライバーが運転中のメールは危険だと自覚しておきながらも、メールを読んだりメールを送信したりしているようです。（表2）

表2 ドライバーへのアンケート

運転中メールは危険だと自覚している	98%
運転中にメールを読む	43%
運転中にメールを送信	30%

## 毎月18日はコンプライアンスの日

仮に1秒間スマホの画面を見ていた場合、その間に時速50キロでも14メートル進んでしまいます。つまり目を閉じて14メートル運転しているのと同じということになります。では、いくつかのケースについてのリスクを考えていきます。

### 歩きスマホで他人をケガさせた場合のリスク

例えば、歩きスマホをしていて、高齢者にぶつかり、高齢者が転倒してケガをしてしまった。という場合、「過失」があると判断されますので、治療費や慰謝料を賠償する責任が発生する可能性があります。また、ケガの程度が重大な場合は、過失致傷罪（刑法209条1項）に問われる可能性があります。その場合、法定刑は30万円以下の罰金又は科料となります。

### 自転車に乗りながら携帯電話を使用した際のリスク

たとえ事故に繋がらなくても、自転車に乗りながらの携帯電話操作は、警視庁が喚起している危険行為14項目の中の「安全運転義務違反」にあたります。違反を3年以内に2回以上繰り返すと、有料の自転車運転者講習の受講を受けなければなりません。（※参考：自転車運転者講習制度 | 警視庁 HP）

また、自転車運転の違反に対しては、交通反則通告制度がありません（いわゆる青切符がなく、即赤切符となります）ので、反則金の支払いで済ますことはできず、検察官による処分がなされることがあります。

### 車の運転中に携帯電話を使用した場合のリスク

車の運転中はそもそも携帯電話を使用してはいけません。 例え画面を見ていなくても、手に持って電話をただけでも罰則があるのは周知されているかと思います。以下にどのような罰則があるのか説明します。

#### ＜車の運転中に携帯電話を使用した時の罰則＞

「携帯電話使用等（保持）違反」となります。

これは携帯電話の使用によって、何ら交通上には影響がなくても（違反や事故を起こさなくても）関係ありません。運転中に「携帯電話の画面を注視する」、「通話の為に携帯電話を使用する」の時点でアウトです。

「携帯電話使用等（保持）違反」を起こすと「5万円以下の罰金」に処せられます。しかし、交通反則通告制度の対象となりますので、反則金6,000円と1点の点数加算によって処理されることとなります。

#### ＜携帯電話の使用中に交通事故を起こしたら？＞

「携帯電話使用等（交通の危険）違反」となります。

上記の「携帯電話使用等（保持）違反」と何が違うのかというと、運転中の携帯電話使用によって交通に危険をもたらした場合になります。つまり、携帯電話に夢中になるあまり、追突事故を起こした、スピードを出しすぎてしまった、信号無視をしてしまった、などの場合のことです。

「携帯電話使用等（交通の危険）違反」を起こすと「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」に処せられます。ただしこちらも、交通反則通告制度の対象となり、反則金9,000円と2点の点数加算によって処理されることとなります。

それぞれの「ながらスマホ」行為には人命がかかわる大きなリスクが潜んでいます。このリスクを背負ってまで操作しなければいけないことはゼロではないでしょうか？どうしても携帯電話の操作をしなければいけない場合は、必ず周囲を確認し、運転中の場合は自転車や車を止めて操作しましょう。

コンプライアンス違反 0で行こう！